

電気最終保障供給約款の変更届出について

2025年3月14日
関西電力送配電株式会社

当社は、電気事業法第20条第1項^{※1}に基づき、本日、経済産業大臣に対して、「電気最終保障供給約款」の変更届出を行いました。

「電気最終保障供給約款」とは、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。

当社の最終保障料金は、関西電力株式会社（以下、関西電力）が設定している標準的な電気料金メニュー（以下、標準メニュー）をもとに、約2割増しの料金等（臨時的な料金メニュー相当）を設定しています。

○主な変更内容

1. 加重平均市場価格調整の見直し

関西電力が2025年4月から、特別高圧・高圧のお客さま向けの標準メニューにおける市場価格調整を見直す^{※2}ことを踏まえ、当社として加重平均市場価格調整の諸元等および加重平均市場価格の算定期間を見直したため、当該内容を料金その他の供給条件に反映します。

2. 災害時における特別措置の規定

国の審議会において、災害時における最終保障供給料金の減免等を規定することが整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

3. 最終保障供給料金における制限中止割引の廃止

2025年3月31日をもって最終保障供給料金における制限中止割引^{※3}を廃止することとしたため、当該内容を供給条件に反映します。

○実施日

2025年4月1日

※1：電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：[特別高圧・高圧分野における市場価格調整の見直し（2024年11月15日関西電力公表資料）](#)

※3：自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電等、お客さまの電気の使用を、制限もしくは中止した場合に、基本料金を割り引くもの。

以上

別紙：2025年4月の最終保障供給料金における加重平均市場価格調整の見直し内容について

2025年4月の最終保障供給料金における 加重平均市場価格調整の見直し内容について

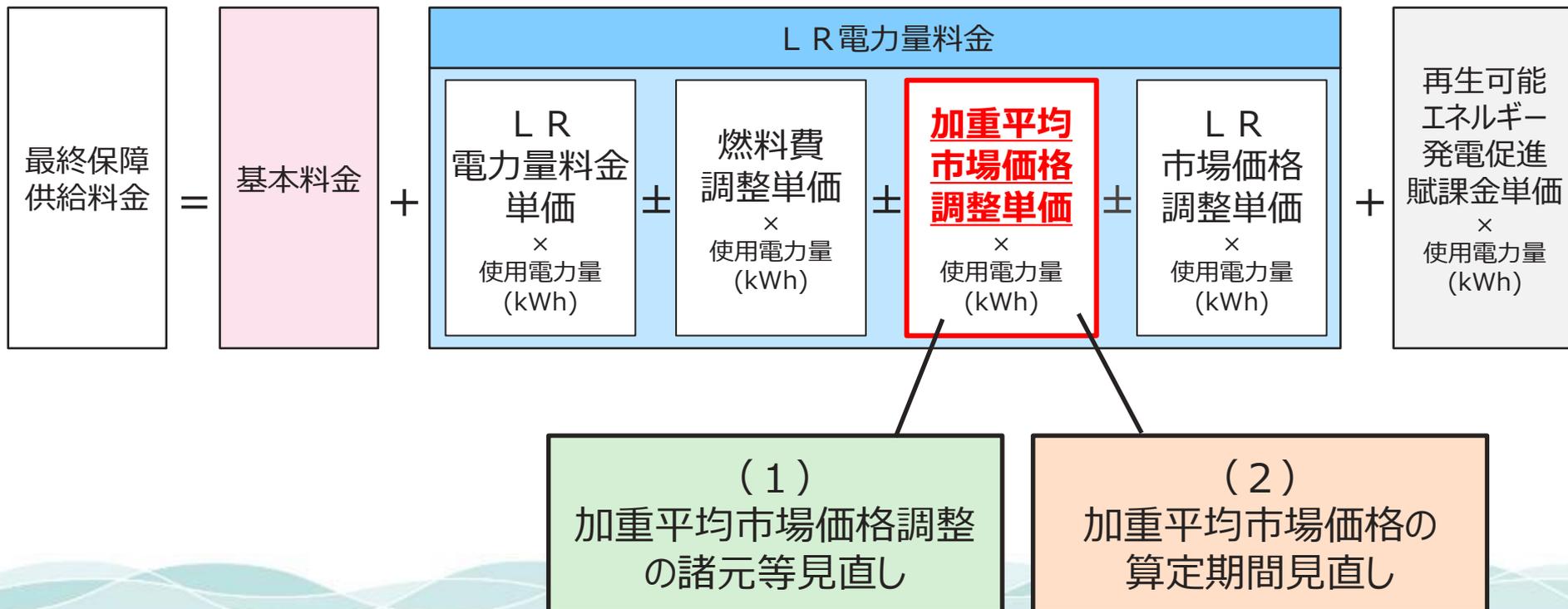
2025年3月14日
関西電力送配電株式会社

(1) 関西電力の標準メニューにおける市場価格調整の見直しを受け、**加重平均市場価格調整の諸元等を見直します。(P3~7)**

- 加重平均市場価格調整における調整係数を月毎設定へ見直し
- 加重平均市場価格の諸元見直し

(2) **加重平均市場価格の算定期間を見直します。(P8)**

<見直し後の料金体系>



- 関西電力の標準メニューにおける市場価格調整の見直しを受け、**加重平均市場価格調整における調整係数を月毎の設定に見直します。**
- 調整係数は、P4～6の通りです。

<加重平均市場価格調整単価算定方法>

- ◆ 加重平均市場価格が基準市場価格を上回る場合（プラス調整）

$$\text{加重平均市場価格調整単価} = (\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{調整係数}$$
- ◆ 加重平均市場価格が基準市場価格を下回る場合（マイナス調整）

$$\text{加重平均市場価格調整単価} = (\text{基準市場価格} - \text{加重平均市場価格}) \times \text{調整係数}$$

<見直し前後> 加重平均市場価格調整単価の諸元

		見直し前 (～2025年3月31日)	見直し後 (2025年4月1日～)
基準市場価格		10.82円	10.82円
調整係数※	特別高圧	0.288	P4～6の通り
	高圧	0.292	

※ 調整係数とは関西電力が設定したスポット市場からの調達量およびFIT制度による買取量の割合（損失率、消費税を加味）をいいます。

○ 高圧 500 キロワット未満の契約種別の場合

年	月分	加重平均市場価格算定期間	調整係数
2025年	4月分	2025年1月21日から2025年2月20日までの期間	0.237
	5月分	2025年2月21日から2025年3月20日までの期間	0.486
	6月分	2025年3月21日から2025年4月20日までの期間	0.399
	7月分	2025年4月21日から2025年5月20日までの期間	0.209
	8月分	2025年5月21日から2025年6月20日までの期間	0.221
	9月分	2025年6月21日から2025年7月20日までの期間	0.362
	10月分	2025年7月21日から2025年8月20日までの期間	0.485
	11月分	2025年8月21日から2025年9月20日までの期間	0.442
	12月分	2025年9月21日から2025年10月20日までの期間	0.290
2026年	1月分	2025年10月21日から2025年11月20日までの期間	0.377
	2月分	2025年11月21日から2025年12月20日までの期間	0.492
	3月分	2025年12月21日から2026年1月20日までの期間	0.376
	4月分	2026年1月21日から2026年2月20日までの期間	0.499

○ 高圧 500 キロワット以上の契約種別の場合

年	月分	加重平均市場価格算定期間	調整係数
2025年	4月分	2025年2月21日から2025年3月20日までの期間	0.486
	5月分	2025年3月21日から2025年4月20日までの期間	0.399
	6月分	2025年4月21日から2025年5月20日までの期間	0.209
	7月分	2025年5月21日から2025年6月20日までの期間	0.221
	8月分	2025年6月21日から2025年7月20日までの期間	0.362
	9月分	2025年7月21日から2025年8月20日までの期間	0.485
	10月分	2025年8月21日から2025年9月20日までの期間	0.442
	11月分	2025年9月21日から2025年10月20日までの期間	0.290
	12月分	2025年10月21日から2025年11月20日までの期間	0.377
2026年	1月分	2025年11月21日から2025年12月20日までの期間	0.492
	2月分	2025年12月21日から2026年1月20日までの期間	0.376
	3月分	2026年1月21日から2026年2月20日までの期間	0.499

○ 特別高圧の契約種別の場合

年	月分	加重平均市場価格算定期間	調整係数
2025年	4月分	2025年2月21日から2025年3月20日までの期間	0.480
	5月分	2025年3月21日から2025年4月20日までの期間	0.395
	6月分	2025年4月21日から2025年5月20日までの期間	0.207
	7月分	2025年5月21日から2025年6月20日までの期間	0.218
	8月分	2025年6月21日から2025年7月20日までの期間	0.356
	9月分	2025年7月21日から2025年8月20日までの期間	0.479
	10月分	2025年8月21日から2025年9月20日までの期間	0.436
	11月分	2025年9月21日から2025年10月20日までの期間	0.287
	12月分	2025年10月21日から2025年11月20日までの期間	0.373
2026年	1月分	2025年11月21日から2025年12月20日までの期間	0.485
	2月分	2025年12月21日から2026年1月20日までの期間	0.372
	3月分	2026年1月21日から2026年2月20日までの期間	0.493

○ 関西電力の標準メニューにおける市場価格調整の見直しを受け、**加重平均市場価格の諸元を見直します。**

<加重平均市場価格算定方法>

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 加重平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格※の全日平均値

E = 加重平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の8時から16時の平均値

δ = 関西電力が設定したスポット市場からの調達量およびFIT制度による買取量における全日の割合

ε = 関西電力が設定したスポット市場からの調達量およびFIT制度による買取量における8時から16時の割合

※ $\delta + \varepsilon = 1$ となるように設定しております。

※スポット市場価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所の一日前市場（スポット市場）における各エリアの価格です。

<見直し前後> 加重平均市場価格の諸元

	見直し前 (~2025年3月31日)	見直し後 (2025年4月1日~)
δ (全日)	0.7170	<u>0.9162</u>
ε (昼間)	0.2830	<u>0.0838</u>

- 現行の加重平均市場価格は、料金請求月の3～5ヵ月前（3ヵ月間）の市場価格をもとに算定しています。
- 関西電力の標準メニューにおける市場価格調整の見直しを受け、加重平均市場価格の算定の際に参照する期間を「**21日～翌月の20日**」までの「**1ヵ月間**」とした期間へ見直します。

<最終保障供給料金への反映スケジュール（イメージ）>

（例）9月分の最終保障供給料金の場合、7月21日から8月20日（高圧で契約電力が500kW未満の場合は、6月21日から7月20日）の市場価格にて加重平均市場価格を算定いたします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
特別高圧 および 高圧500kW 以上の場合	現行 3ヵ月平均 (4/1～6/30)			見直し後 1ヵ月平均 (7/21～8/20)	9月分料金 (9/1～9/30)		
					9月分料金 (9/1～9/30)		
高圧500kW 未満の場合 (検針日が10日の 場合)	現行 3ヵ月平均 (4/1～6/30)			見直し後 1ヵ月平均 (6/21～7/20)	9月分料金 (8/10～9/9)		
					9月分料金 (8/10～9/9)		